

■ 景観重要建造物制度の概要

- ・景観重要建造物、景観重要樹木の指定制度は、景観法に基づき、地域の自然、歴史、文化などの観点から、建造物（建築物及び工作物）の外観、又は樹容が景観上の特徴を有し、地域の景観形成に重要な役割を果たすものを、景観行政団体の長である堺市長が指定する制度。
- ・堺ならではの豊かな景観資源を景観重要建造物、景観重要樹木として指定し、市民の皆様幅広くその価値を知っていただき、共有することで、地域の財産として保全し、次世代へと継承していくことをめざす。
- ・景観重要建造物および景観重要樹木の候補として選定されるには、堺市が実施する調査に基づく選定と所有者等からの提案がある。

■ 景観重要建造物等の指定方針（堺市景観計画抜粋）

景観重要建造物	指定方針1 地域の自然、歴史文化などからみて、外観が景観上の長を有し、良好な景観の形成に重要なもの	又は	指定方針2 地域のシンボルとして親しまれ、景観形成を先導する役割を果たしているもの
	指定方針1 地域の自然、歴史文化などからみて、樹容が景観上の長を有し、良好な景観の形成に重要なもの	又は	指定方針2 地域のシンボルとして親しまれ、地域の景観を特徴づける役割を果たしているもの

景観重要建造物等の指定に向けて、具体的な判断基準が必要

■ 景観重要建造物等の指定基準（案）

景観重要建造物

指定方針1の基準

- 道路など公共の場所から外観の概ねの姿が容易に見えるもの
- 外観が時代の特色を伝える様式や技法で建造されたもの
- 堺市景観計画の地域別景観形成方針に沿ったものであること
- 現在も適正に管理されているもの

指定方針2の基準

- 道路など公共の場所から外観の概ねの姿が容易に見えるもの
- 優れた外観としてホームページ等で広く周知され、市民に親しまれているもの
- 堺市景観計画の地域別景観形成方針に沿ったものであること
- 現在も適正に管理されているもの

景観重要樹木

指定方針1の基準

- 道路など公共の場所から外観の概ねの姿が容易に見えるもの
- 美観上優れた樹容を有し、良好な景観の形成に寄与しているもの
- 昔からの言い伝えがあるなど歴史的・文化的意義のあるもの
- 現在も適正に管理されているもの

指定方針2の基準

- 道路など公共の場所から外観の概ねの姿が容易に見えるもの
- 美観上優れた樹容を有し、良好な景観の形成に寄与しているもの
- 地域のランドマークになるなど、市民に広く知られ、親しまれているもの
- 現在も適正に管理されているもの

■ 景観重要建造物の審査に必要な図書について

- ・景観重要建造物の外観を適正に保全するため、配置図、平面図、立面図が必要



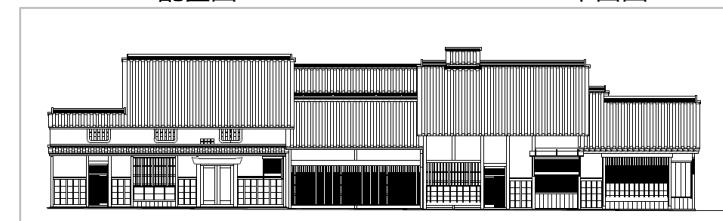
写真、図面例（井上関右衛門家住宅）



配置図



平面図



立面図

■（参考）他都市事例

	景観計画に記載されている指定方針	指定基準
新潟市	<p>景観重要建造物及び景観重要樹木は、道路やその他の公共の場所から誰もが容易に望見することができ、次に示す項目に該当するもののうち、市民に親しまれ地域の景観形成上重要と認められる建造物及び樹木を、所有者と協議して指定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外観が歴史的又は文化的或いはシンボリックな特徴を有する建造物 	<p>以下に合致するものを優先して指定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 老朽度や後継者の不在による解体が危惧される「歴史的建造物」 ・ 登録有形文化財など所有者の保存の意思が示されている建造物 ・ まちづくりの観点から、みなとまち新潟の伝統的な景観を有する地域内の建造物
さいたま市	<p>道路その他の公共の場所から誰もが容易に望見することができ、以下のいずれかに該当する建造物のうち、良好な景観の形成に重要と認められるものを所有者と協議し、景観重要建造物として指定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史的な建造物 ・ 歴史的な様式や技法を有する建造物 ・ 地域における生活や生業から形成された地域固有の建造物 ・ 地域のシンボルとして市民に親しまれている建造物 ・ 景観形成に先導的な特徴のある建造物 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (建築物)地域の人々が長年慣れ親しんできたもの、もしくは、将来にわたり愛着をもたれるもので、地域の活性化の資産となるもの ・ 優れた都市景観形成の手本になり、今後、周辺地域の優れた都市景観の形成につながるもの ・ 将来地域の特徴となる景観を有し、良好な景観の形成に必要なものであること ・ 指定された建造物や樹木が隣接地での建築行為等の際に、素材、色彩、広告物の掲出の調和等において配慮されるだけの存在価値のあるもの

■（参考）本市の有形文化財（建造物）

国宝・重要文化財	府、市指定文化財	登録有形文化財
桜井神社拝殿	菅原神社楼門	浅香山病院白塔
法道寺	家原寺石造板碑	浅香山病院西病棟
日部神社本殿	石津太神社	浜寺公園駅駅舎
多治速比売神社本殿	愛染院本堂	諏訪ノ森駅西駅舎
大安寺本堂	井上関右衛門家住宅	近江岸家住宅
海会寺	菅生神社本殿	阪之上家住宅
山口家住宅	日部神社神門	三国丘高校同窓会館
高林家住宅	法雲寺	片桐棲龍堂
南宗寺	高倉寺	旧天王貯水池
旧浄土寺九重塔	本願寺堺別院	旧是枝近有邸
		兒山家住宅
		清学院
		堺市茶室黄梅庵
		堺市茶室伸庵
		小谷城郷土館
		小谷家住宅
		西井家住宅
		旧丹治商会
		筒井家住宅
		旧十八屋（櫻館）
		小倉家住宅